

春日井市町内会活動支援検討会議設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、春日井市における区、町内会又は自治会（以下「町内会」という。）への支援のあり方等を見直すに当たり必要な意見を求めるため、春日井市町内会活動支援検討会議（以下「検討会議」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

(意見を求める事項)

第2条 検討会議において意見を求める事項は、市から町内会への支援のあり方に関する事項とする。

(組織)

第3条 検討会議は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が依頼する。

- (1) 春日井市区長町内会長連合会長
- (2) 町内会役員等経験者
- (3) 学識経験者
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長が必要と認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 検討会議の会議は、市長が招集する。

2 市長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 検討会議の庶務は、市民生活部市民活動推進課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営その他必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行し、令和6年3月31日限り、その効力を失う。